

毎週火・金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目次

同和対策として実施する環境改善事業補助金交付要綱の一部改正
 被爆者一般疾病医療機関としての病院、診療所の指定
 ふそ病の検査の実施
 種畜証明書の書換交付
 種畜証明書の返納
 種畜証明書の有効期間の延長
 建設業者の登録
 土地改良区の設立認可

告示

鳥取県告示第二百五十三号

同和対策として実施する環境改善事業補助金交付要綱

（昭和三十五年七月鳥取県告示第三百五十八号）の一部を次のように改正し、昭和三十六年四月一日から適用する。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条中「三分の一」を「五分の二」に改める。

鳥取県告示第二百五十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関として、昭和三十五年九月一日次の病院、診療所を指定した。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称 所在地 指定に係る診療科名

伊藤歯科医院 八頭郡智頭町字智頭一、七 歯科

〇六

井上” 郡家町郡家六四七 ”

樋口	倉吉市新町二丁目	〃
灘尾	米子市角盤町一丁目四二の二	〃
岡本	加茂町一丁目三六	〃
田中	灘町二丁目	〃
高野	博労町二丁目三一	〃
秋山	道笑町二丁目	〃
船木	西伯郡中山町下市三二	〃
稲村	淀江町七四三の一	〃
海賀齒科診療所	大山町国信	〃
足立齒科医院	境港市明治町八	〃
今井	佐斐神町一、一〇八	〃
荒金齒科診療所	日野郡日南町生山	〃

鳥取県告示第二百五十五号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて
ふそ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和
二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、み

つばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ふそ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

肉眼的検査（成蜂群の性状、産卵圏の性状、蜂児
の性状）

細菌学的検査（直接塗抹による芽胞の検出）

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月十一日	米子市西福原	山下養ほう場
〃	吉岡	近藤
〃	陰田	藤井
十二日	福市	来海

〃	安曇	来海
〃	八幡	末次
〃	諏訪	末次
十三日	西伯郡岸本町殿河内	影山
〃	〃	大下
〃	〃	深江
〃	小野	蓮子

鳥取県告示第二百五十六号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名号	種類	飼育者氏名
---------	----	----	-------

昭三五鳥取一第四五号 入松 黒毛和種 倉吉市岡 朝倉 富雄 倉吉市上古川 安藤 修一

鳥取県告示第二百五十七号

次の種畜につき種畜証明書が返納された。

昭和三十六年五月六日

種畜証明書番号	名号	種類	返納理由	飼養者氏名
昭三五鳥取一第十二号	沢 鶴	黒毛和種	廃用	鳥取県八頭郡佐治村 中島 嘉吉

第十四号	秀村	若桜町	山根	久雄
第十七号	石井	船岡町	上田	長蔵
第十九号	桃花	郡家町	山本	新松
第二十五号	下山	用瀬町	小松	善一

鳥取県告示第二百五十八号

昭和三十五年度に実施された定期種畜検査に基づき、交付された種畜証明書のうち、その有効期間が、昭和三十六年度定期種畜検査実施の日以前に満了するものについては、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六条第二項の規定によりその種畜証明書の有効期間は、昭和三十六年度定期種畜検査の日まで延長された。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名 称
 鳥取県知事登録 (一) 第五五二号 昭三六、四、二三 木 村 建 設

主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘 要
 鳥取市国安 木村 寿男 土木工事

第五五三号 河 村 組
 第五五五号 伯耆鑿泉管工業所
 第五五一号 // 四、一四 三朝建設(株)

八頭郡智頭町大字新見 河村 脩
 東伯郡東伯町浦安一五四 小豆沢 敏 管、土木工
 // 三朝町大字本泉 大丸 義男 建設工事

鳥取県告示第二百六十号

昭和三十六年一月十二日付けで倉吉市服部太田勝義ほか十四人の者から申請のあつた服部土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十六年五月八日から二十日間とする。
 三 縦覧に供する場所
 倉吉市役所

鳥取県告示第二百六十一号

昭和三十四年八月十五日付けで倉吉市福積田中巖ほか十四人の者から申請のあつた福積土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - (一) 土地改良事業計画書の写
 - (二) 定款の写
- 二 縦覧に供する期間
昭和三十六年五月八日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価] 一部 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
一月極 二〇円(送料共)